

常任委員会では、本会議から付託された議案や請願などについて審査を行っています。6月定例会での各委員会の主な審査内容を紹介します。

総務委員会

第4号報告（東与賀支所庁舎設備改修事業）

〔説明〕東与賀支所1階空調機更新工事について、請負者は4月上旬に決定し準備を進めていたが、空調機に電気を供給するケーブルが市場で不足しており、現時点では、9月納入見込みとなっている。施工までは、一時的な修繕や冷風機のレンタルにより、執務室の環境を維持したい。

〔質問〕ケーブルのサイズや種類は。

〔答弁〕200平方メートルのエコケーブルである。

〔質問〕一般ケーブルを使ってでも、早く更新工事を行うべきではないのか。

〔答弁〕一般ケーブルでも納入が夏場にかかる見込みのため、エコケーブルとした。



執務室の適切な環境づくりを

委員会で審査した議案

- 一般会計補正予算（第2号）（所管分）
 - ▶地域コミュニティ推進事業
 - ▶自治公民館建設補助事業
- 市税条例の改正
- 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の改正
- 専決処分（市税条例の改正）
- 専決処分（一般会計補正予算（第1号）（所管分））

専決処分（市税条例の改正）

〔質問〕定額減税による市への影響は。

〔答弁〕5月末時点での対象者は16万3660人で、減収額は9億5700万円となる。この減収分は後ほど特別交付金として補填される。

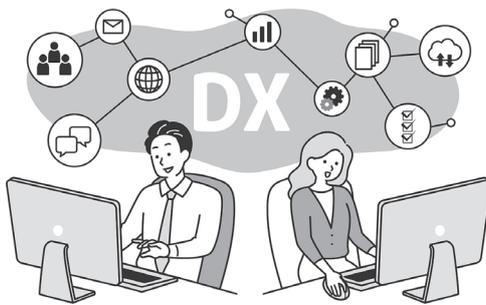
〔審査結果〕全ての議案について、可決または承認すべきものと決定。

福祉教育委員会

補 保育業務ワンスオンリーシステム検証経費

〔質問〕教育・保育施設の給付や監査業務の負担を軽減するためのシステムで、申請書類の統一やデータのやりとりなど他自治体との連携は行わないとのことだが、今回の検証事業で連携は重視していないということか。

〔答弁〕全国で4つの自治体しか検証事業を行わないため、他自治体との連携は現時点では難しい。実際に基盤システムを構築し、データのやりとりが可能になった後に検討されることになると思われる。



教育・保育施設において大きな負担となっている給付・監査業務のDX化を推進することにより、同施設および市における業務負担の軽減ならびに保育の質の向上を目指す。

委員会で審査した議案

- 一般会計補正予算（第2号）（所管分）
 - ▶予防接種経費
 - ▶高等学校生徒等通学費物価高騰対策経費
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正
- 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 専決処分（国民健康保険税条例の改正）
- 専決処分（一般会計補正予算（第1号）（所管分））

〔質問〕このシステムと現在使用している保育ICTシステムを連携できない施設は、今後どうなるのか。

〔答弁〕まずは連携可能な10施設で模範的なテストを行うが、令和7年1月からは、10施設以外にも対象を広げる予定である。対象の拡大後は必ずしも保育ICTシステムとの連携が必要ではないため、連携できない施設についても、要望があれば対象になる。

〔審査結果〕全ての議案について、可決または承認すべきものと決定。



常任委員会の審査報告

経済産業委員会

補事業 強い農業づくり総合支援事業

〔質問〕 株式会社アルビータ所有の土地に、今回新たに事業主体となる橋本農園を誘致した経緯は。

〔答弁〕 まず、橋本農園から市へ、清掃工場のCO₂と余熱を利用できないかと相談があり、土地も必要なことから市が仲介し、両者が合意したため進出に至った。

〔質問〕 整備場所周辺は地下水を使用されている方が多いと聞く。今回の事業でも地下水を使用すると聞いているが、地下水枯渇の恐れはないのか。また、その調査の必要性はないのか。

〔答弁〕 既存の井戸から水を一旦タンクにため、調整しながらその水を使用することによって周辺への影響は未知数だが、影響が出るのであれば対応が必要と考える。

〔質問〕 ミニトマトを栽培することだが、市内の生産者と競合する点など、影響はないのか。

〔答弁〕 全国に販路をもつ卸売業者へ75%を出荷し、残り25%は主に県外の市場へ出荷される予定。そのため、影響は少ないと考える。

委員会で審査した議案

- 一般会計補正予算（第2号）（所管分）
 - ▶ 麦・大豆生産技術向上事業
 - ▶ 麦・大豆機械導入対策事業
 - ▶ 温泉地誘客促進事業
- 自動車運送事業会計補正予算（第1号）
- 産業支援プラザ条例の改正
- 専決処分（観光情報発信会館の指定管理者の指定）



収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な施設整備を支援し、生産基盤を強化する。

〔審査結果〕 全ての議案について、可決または承認すべきものと決定。

建設環境委員会

補 地域公共交通再構築事業費補助金

補 地域公共交通利便増進実施計画策定事業負担金

〔説明〕 当初予算で計上していた国からの交付金や交通局への補助金を減額し、それに代わる補正予算を新たに計上するもの。

〔質問〕 事業の実施決定から予算減額に至った経緯は。

〔答弁〕 交付金に関する情報を得たのが昨年の夏ごろで、交付金活用の内部決定は11月。時間に余裕がない中で内容を詰められず、交付金の活用に必要計画が大臣認定に至らなかったため、減額補正となった。

〔質問〕 計画が大臣認定に至らなかったのは、計画案に「交通局舎の建て替え」が入っていたことが要因なのか。

〔答弁〕 交通局舎の再整備の内容に検討の余地があるとのことだった。見通しが甘かったと言わざるを得ない。

〔質問〕 交通局舎の機能を定めた上で佐賀市全体の交通ネットワークの形成を考えるべきではないのか。

〔答弁〕 市域全体の交通ネットワークの再構築という観点から交通局舎の在り方を検討したい。

↓ P3 に関連記事

委員会で審査した議案

- 一般会計補正予算（第2号）（所管分）
- 市営住宅条例の改正
- 市道路線の廃止
- 市道路線の認定
- 財産の取得

※1 ゾーン30プラス…時速30km/hの速度規制と物理的障害などの仕掛けを組み合わせることで、生活道路での通過車両の速度抑制を図る手法。

補 生活道路における速度抑制対策事業

〔質問〕 生活道路における速度抑制対策を行うためのゾーン30プラスの区域を今後増やす予定はあるのか。また、区域を設定する際の議会の関わりは。

〔答弁〕 増やす方向である。区域の設定には地元との合意形成が必要。地域の安全に有効な手段である一方、市民生活に影響を与える可能性があるため、適時、議会に報告したい。

〔審査結果〕 全ての議案について、可決すべきものと決定。